

火災通報装置の特例申請書 記入要領

1 基準の特例

(5) 項イ、*(6) 項イ及び(6) 項ハの防火対象物は、電話による代替が認められていませんが、次の条件を満たす場合に限り、設置しないことができます。

(5) 項イの場合	
様式1号を使用 申請は	① 宿泊室の数が10以下で、1室の収容人員が2人以下であること。 ② 常時人のいる場所に、常時119番へ通報できる電話が設置されており、かつ、当該電話の付近に通報内容（住所、名称、階数、電話番号）が明示されていること。
様式2号を使用 申請は	① 119番へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人のいる場所に設置されていること。 ② 電話付近に通報内容（住所、名称、階数、電話番号）が明示されていること。 ③ 通報訓練が年2回以上、定期的に行われていること。 ④ 防災センター等には、火災初期対応を行うため24時間体制で複数の勤務員が確保されていること。
*(6) 項イの場合	
様式1号を使用 申請は	① 病床が19以下であること。 ② 常時人のいる場所に、常時119番へ通報できる電話が設置されており、かつ、当該電話の付近に通報内容（住所、名称、階数、電話番号）が明示されていること。
様式2号を使用 申請は	① 119番へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人のいる場所に設置されていること。 ② 電話付近に通報内容（住所、名称、階数、電話番号）が明示されていること。 ③ 通報訓練が年2回以上、定期的に行われていること。 ④ 防災センター等には、火災初期対応を行うため24時間体制で複数の勤務員が確保されていること。
(6) 項ハの場合	
様式1号を使用 申請は	① 通所施設であること。 ② 常時人のいる場所に、常時119番へ通報できる電話が設置されており、かつ、当該電話の付近に通報内容（住所、名称、階数、電話番号）が明示されていること。
様式2号を使用 申請は	① 119番へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人のいる場所に設置されていること。 ② 電話付近に通報内容（住所、名称、階数、電話番号）が明示されていること。 ③ 通報訓練が年2回以上、定期的に行われていること。 ④ 防災センター等には、火災初期対応を行うため24時間体制で複数の勤務員が確保されていること。

※ 平成 28 年 4 月 1 日から(6)項イの防火対象物は次の(6)項イ①、②、③、④に細分化され、(6)項イ①及び(6)項イ②は面積に関係なく火災通報装置の設置が必要になるとともに自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することが必要になりました。また、消防機関までの距離が 500 メートル以内の場所にあるものについても必要です。

設置免除の特例は、平成 27 年 3 月 27 日付け消防予第 130 号通知により(6)項イ①及び(6)項イ②は適用されなくなるとともに、設置の免除を受けていたものについても平成 31 年 3 月 31 日までに設置しなければならないとされました。

平成 27 年度末まで		平成 28 年 4 月 1 日以降	
(6)項イ	病院 診療所 助産所	(6)項イ①	<p>1 次のいずれにも該当する病院</p> <p>(1) 診療科目に肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科及び歯科以外の科を有するもの（これらを組み合わせた科も含む。例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）</p> <p>(2) 療養病床又は一般病床を有すること。</p> <p>2 上記に該当しても適切な消火体制があると認める場合は、(6)項イ③となります。</p> <p>・次のⅠ及びⅡの条件を満たす場合をいう。</p> <p>Ⅰ 勤務する職員の数、病床数が 26 床以下の時は 2 人、26 床を超えるときは 2 人に 13 床までを増すごとに 1 人を加えた数を常時下回らない体制を有すること。</p> <p>Ⅱ 勤務する職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数、病床数が 60 以下の時は 2 人、60 床を超えるときは 2 人に 60 床までを増すごとに 2 人を加えた数を常時下回らない体制を有すること。</p> <p>〔例：400 床の場合 $400 \div 13 \div 31$ 人 $400 \div 60 \times 2 \div 14$ 人 一日のどの時間帯においても最低 31 人が勤務しており、夜間は最低でも 14 人が夜間勤務を行う必要があり、17 人は宿直勤務でよい。〕</p>
		(6)項イ②	<p>次のいずれにも該当する診療所</p> <p>1 診療科目に肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科及び歯科以外の科を有するもの（これらを組み合わせた科も含む。例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）</p> <p>2 4 人以上の患者を入院させるための施設を有するもの</p>
		(6)項イ③	<p>(6)項イ①に該当しない病院</p> <p>(6)項イ②に該当しない診療所 助産所</p>
		(6)項イ④	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

設置の免除はできません。

設置の免除はできません。

2 申請の時期

新築、増改築、改装等を問わず、申請前に概要がわかる図面等をお持ちになり、お近くの消防署に相談してください。

3 記入要領

項目	記入要領（ 正 、 副 共通）
① 年月日	申請する日を記入してください。 和暦でお願いします。
② 申請者	申請者(基準の特例を受けようとする者)の住所、氏名、電話番号を記入し、押印してください。 ※申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。
③ 所在地	特例を受けようとする防火対象物の所在地を記入してください。 (略さずに正確に記入してください。) 例：長岡市〇〇町〇丁目〇番〇号
④ 名称	防火対象物の名称を記入してください。 (略さずに正式名称を記入してください。)
⑤ 用途	何に使用しているかを記入してください。 例：(6) 項イ (病院)
⑥ 構造・規模	防火対象物の構造、規模等を記入してください。 例：鉄骨造、地上2階 建築面積 200.00 m ² 、延べ面積 400.00 m ² ・建築面積：建坪を記入してください。記入する際は平方メートルに換算してください。 ・延べ面積：各階の床面積の合計を記入してください。 ・別記様式第1号の場合 (5) 項イの場合は宿泊室を○で囲み宿泊室の数、(6) 項イの場合は病床を○で囲み病床の数、通所施設の場合は通所施設を○で囲んでください。
その他	申請書は、正（消防提出用）と副（交付返却用）に区別されています。 <u>正副にそれぞれに、案内図、配置図、各階の平面図等を添付してください。</u>
<p>不明なところは、お近くの消防本部又は消防署にお問い合わせください。</p> <p>消 防 本 部：長岡市千歳1-3-100 電話 0258(35)2190 与板消防署：長岡市与板町本与板3731 電話 0258(72)2572 栃尾消防署：長岡市栃尾大町2-11 電話 0258(52)1155</p>	

① 年 月 日

長岡市消防長 様

② 申請者 住所
氏名 ⑧

火災通報装置特例適用申請書

下記の防火対象物の火災通報装置について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。

なお、規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき設置します。

記

防火対象物	所在地	③	電話	—	番
	名称	④			
	用途	⑤			
	構造・規模	⑥ 造、地上 階、地下 階			
建築面積		m ² 、延べ面積		m ²	
宿泊室 (室)		病床 (床)	通所施設		
特例を受けるための措置		1 常時人のいる場所に電話機を設置します。 2 電話機付近に次の通報内容を明示します。 「火災である旨・住所・名称・階数・電話番号」			
※受付欄		※経過欄			

備考

- 1 宿泊室・病床・通所施設は、防火対象物の用途により、該当する項目に○印を付すとともに () 内に数を記入すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。

① 年 月 日

長岡市消防長 様

② 申請者 住所
氏名 ⑧

火災通報装置特例適用申請書

下記の防火対象物の火災通報装置について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。

なお、規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき設置します。

記

防火対象物	所在地	③	電話	—	番
	名称	④			
	用途	⑤			
	構造・規模	⑥ 造、地上 階、地下 階			
建築面積		m ² 、延べ面積		m ²	
宿泊室（ 室） 病床（ 床） 通所施設					

※条件等	<p>1 常時人のいる場所に電話機を設置すること。 2 電話機付近に次の通報内容を明示すること。 「火災である旨・住所・名称・階数・電話番号」</p> <p>上記条件を付して承認する。</p>
------	--

第 号
年 月 日

長岡市消防長 ⑨

① 年 月 日

長岡市消防長 様

② 申請者 住所
氏名 ⑧

火災通報装置特例適用申請書

下記の防火対象物の火災通報装置について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。

なお、規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき設置します。

記

防火対象物	所在地	③	電話	—	番
	名称	④			
	用途	⑤			
	構造・規模	⑥ 造、地上 階、地下 階			
建築面積		m ² 、延べ面積		m ²	
特例を受けるための措置		1 常時人のいる場所に電話機を設置します。 2 電話機付近に通報内容を明示します。 「火災である旨・住所・名称・階数・電話番号」 3 通報訓練を年2回以上実施します。 4 火災初期対応を行うため、24時間体制で複数の勤務員を確保します。			
※受付欄		※経過欄			

備考

※欄は記入しないこと。

① 年 月 日

長岡市消防長 様

② 申請者 住所
氏名 ⑧

火災通報装置特例適用申請書

下記の防火対象物の火災通報装置について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。

なお、規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき設置します。

記

防火対象物	所在地	③	電話	—	番
	名称	④			
	用途	⑤			
	構造・規模	⑥ 造、地上 階、地下 階			
建築面積		m ² 、延べ面積	m ²		

※条件等	<p>1 常時人のいる場所に電話機を設置すること。</p> <p>2 電話機付近に通報内容を明示すること。 「火災である旨・住所・名称・階数・電話番号」</p> <p>3 通報訓練を年2回以上実施すること。</p> <p>4 火災初期対応を行うため、24時間体制で複数の勤務員を確保すること。</p> <p>上記条件を付して承認する。</p>
------	---

第 号
年 月 日

長岡市消防長

印